



ス協第504号

令和6年3月8日

鳥取県知事 平井 伸治 様

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会長 林 昭男



令和6年度事業計画書の変更について（申請）

このことについて、鳥取県立倉吉体育文化会館の管理運営に関する協定書第19条第1項で事業計画書とみなされた申請書の内容について変更したいので、別紙のとおり申請します。

令和6年度鳥取県立倉吉体育文化会館委託業務に関する事業変更計画書

1 変更点

(1) 利用料金

・変更内容

学生料金の新規設定

・変更理由

利用者の利便性向上、ジュニア世代の競技者の裾野を広げるため非営利の場合に限り、学生料金を新たに設定する。

・変更内容の詳細

			内 容		新規利用料金
体 育 館	非 営 利	幼児、児童、中 学校もしくは 高等学校の生 徒又は学生 (以下「学生 等」という。)	入場料等不徴収	全面1時間	610円
				1/2面1時間	300円
				1/3面1時間	150円
		入場料等徴収	全面1時間	1,220円	

(2) 利用料金の減免

・変更内容

熱中症対策に係る減免事項の追加

・変更理由

ジュニアを対象とした中国大会以上につながる大会など、開催が必要な大会における熱中症対策のため、減免事項を追加する。

・変更内容の詳細

内 容	減免率
5月から9月までの間に県内の競技団体が主催する高校生以下を対象とした中国大会以上の大会又は中国大会以上の大会に繋がる大会で利用する冷房（競技を行う施設に限り、会議室等を控室などで利用する場合は除く。）	1/2